

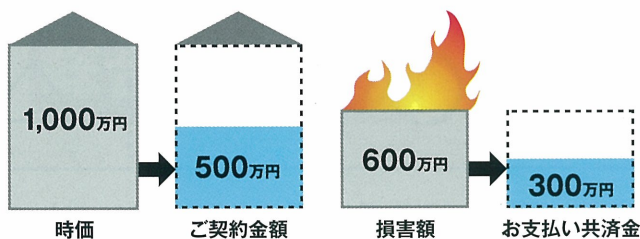
# 火災共済のご契約にあたってのご注意

●**ご契約金額(共済金額)は時価(再調達価額から経過年数に応じた減価を控除した額をいいます。)**いっぱいにお決めください。

※再調達価額とは…同等の物を再築または新規購入するのに必要な金額です。

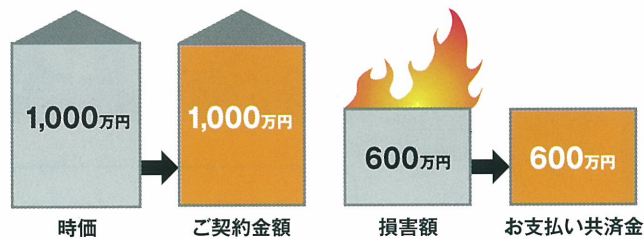
●**時価よりも少ない金額でご契約金額(共済金額)をお決めになりますと、損害額の全部がお支払いできない場合があります。**

## ご契約金額が時価額より低い場合



★例えば、時価の半分のご契約金額の場合、お支払額も半分になります。

## ご契約金額が時価額と同額の場合



## お支払い共済金は次の計算式によります

ご契約共済金額が時価額を超える場合は時価額を限度とします。

$$\text{支払共済金} = \text{損害額} \times \frac{\text{ご契約共済金額}}{\text{時価額} (\times 80\% \text{※})}$$

※住宅物件、総合火災共済に加入の場合(風水害は除く)

●**時価額を超えてご契約金額(共済金額)をお決めになられても、その超過部分はむだになりますのでご注意ください。(お支払いする損害共済金は時価額が限度となります。)**

●**他の保険(共済)契約がある場合には、必ずお申し出ください。ご契約にあたっては、他の保険(共済)のご契約金額と合わせて時価いっぱいになるようご注意ください。**

## 1. 商品の仕組みおよび担保内容

本重要事項説明書では当組合が販売する火災共済の商品のうち普通火災共済Ⅱ(略称「爽共済」、普通火災共済(略称「普通火災」、総合火災共済(略称「総合火災」)をご説明しています。

### (1)火災共済の仕組み

爽共済、普通火災、総合火災は火災をはじめとするさまざまな偶然な事故により、建物・家財・什器備品・商品製品などが損害を受けたとき損害共済金とそれに付随する各種の費用共済金をお支払いするものです。

### (2)共済の目的となるもの

住宅(共同住宅)、店舗、事務所、作業所、工場、倉庫などの事業用の建物(住居と併用している併用住宅を含む)と建物に収容される家財、営業用什器、備品、設備、装置、商品、製品、などを共済の目的(対象)にすることができます。

普通火災は総合火災の目的に加え、工場建物、屋外設備、また爽共済については屋外の資材などを共済の目的(対象)とします。

### (3)共済の目的とならないもの

火災共済では、次に掲げる目的(対象)についてはお引受けができません。主な場合のみを記載しておりますので、目的(対象)についての詳細につきましては普通共済約款「共済の目的の範囲」等の項目をご参照ください。

イ. 自動車(自動三輪車および自動二輪車を含みます。)

通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手など

ロ. 爽共済・普通火災の場合、預貯金証書を除き、共済証券に明記すれば共済の目的とすることができます。

総合火災の場合、共済証券記載の建物内の通貨、預貯金証書についても、警察への届出があり、盗難によって損害が生じたとき、共済金をお支払いできる場合があります。

### (4)申込書に明記しないと共済の目的(対象)とならないもの

火災共済では、次に掲げる非住宅物件の目的(対象)については明記を必要とし

ます。主な場合のみを記載しておりますので明記についての詳細は普通共済約款「共済の目的の範囲」等の項目をご参照ください。

イ. 門、掘、垣その他の工作物

ロ. 物置、納屋、車庫その他の付属建物

貴金属、宝石、宝玉、ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で1個または1組の価額が30万円をこえるもの(爽共済・普通火災・総合火災)

ハ. 稿本、設計書、図案、ひな型(住宅物件は対象外)、証書、帳簿その他これらに類する物(爽共済・普通火災・総合火災)

## 2. 補償内容について

共済金をお支払いできない主な場合(免責事由)

火災共済では、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては共済金をお支払いできません。主な場合のみを記載しておりますので、免責事由の詳細は火災共済普通共済約款の「第3章共済金を支払わない損害または傷害」等の項目をご参照ください。

①契約者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害/戦争、内乱その他これらの類似の事変または暴動によって生じた損害/核燃料物質に起因する事故によって生じた損害/火災などの事故(盗難を除きます。)の際の紛失・盗難によって生じた損害…など

②風・ひょう・雪災または水災を担保する場合で、当組合が定める一定の損害に至らなかった場合(共済の種類によって異なります。)は、共済金をお支払いできません。

③爽共済・普通火災(工場物件を含む)・総合火災契約では、地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震等による火災(延焼・拡大も含みます。)損害や、火元の発生原因を問わず地震等で延焼・拡大した損害についても共済金はお支払いできません。

### 3. 共済期間について

ご契約可能な共済期間は、共済の種類ごとに下記の通りです。また、契約条件によって異なる場合があります。詳しくは代理所または、当組合までお問い合わせください。

共済の種類	共済期間
爽共済	1年未満および1年から10年
普通火災共済	1年未満および1年から10年
総合火災共済	1年未満および1年から7年

### 4. 引受条件（共済金額等）について

#### (1) 共済金額の設定について

いくらの補償で共済にご契約いただくかというご契約金額が共済金額です。共済金額は事故により共済の目的（対象）に損害が発生した場合に、お支払いする損害共済金を算定する基準となりますので、共済金額は共済の目的（対象）である建物、家財などの価格（※時価額）いっぱいにお決めください。共済金額が共済価額を下回ってご契約されているときには、損害額的全額がお支払いできない場合がありますのでご注意ください。また、共済金額を超えてご契約されても、共済金のお支払いは共済価額が限度となります。

※時価額…同等のものを新たに建築または購入するのに必要な金額から、「使用による消耗分」を控除して算出した金額をいいます。

※「新価共済特約」をおつけになることで、再調達価額（同等のものを新たに建築あるいは購入するのに必要な金額）でご契約いただくこともできます。共済金額ならびに共済期間については代理所・当組合担当者とお打ち合わせの上、見積書・共済契約申込書にてご確認ください。

〔評価額〕は物価の変動や増改築または、年数の経過により変わっていくことがあります。契約更改の都度（長期契約の場合は定期的に）共済金額の見直しが必要となる場合があります。〕

#### (2) 家財、設備・什器等、商品・製品等の共済金額について

建物のみでのご契約では、家財、設備・什器等、商品・製品等の損害は補償されません。

建物とは別に家財、設備・什器等、商品・製品等の共済金額をお決めになり、建物とあわせて家財等もご契約ください。（家財のみ、設備・什器等のみでのご契約も可能です。）

#### (3) 地震等を原因とする損害について

火災共済では、地震もしくは噴火または津波によって生じた損害または傷害（これらの事故が延焼または拡大して生じた損害または傷害を含みます。）に対しては、損害共済金を支払いません。（地震火災費用共済金を支払う場合を除きます。【詳しくは、普通共済約款「共済金の支払い」および「共済金を支払わない損害または傷害」をご確認ください。】）

### 5. 告知義務・通知義務等について

#### (1) 契約締結時における注意事項

ご契約者には、ご契約時に重要な事項を申し出てください（告知義務）があります。告知の内容が事実と違っていたり、記載事項が事実と違っている場合には、ご契約を解除し、共済金もお支払いできないことがあります。

特にご契約者の住所・氏名、共済の目的の所在地、被共済者（共済の補償を受けられる方）、建物の構造・用法・面積、他の共済契約（共済の目的を同一とする他の共済契約または保険契約）の有無等にご確認ください。ご契約時に次のいずれかに該当する事実があった場合には、共済契約は無効となります。

- ①他人のために（他人の所有するものを共済の目的とする）共済契約をご契約される場合に、ご契約者がその旨を申込書に明記しなかったとき。
- ②ご契約者または被共済者が、共済の目的（対象）がすでに火災などの損害を受けていたことや、その原因が発生していたことを知っていたとき。

#### (2) 契約締結後における留意事項（通知義務等）

ご契約後に次の変更等が生じる場合には、必ず事前に（事故の発生の場合等は、発生後すみやかに）ご契約の代理所・当組合までご連絡ください。ご通知がないと、変更の後に生じた事故による損害については、共済金をお支払いできないことやご契約を解除させていただくことがございます。

- ①建物などを売却・譲渡などにより名義変更するとき
- ②建物の構造または用途を変更するとき
- ③家財などを引越しなどにより他の場所に転移するとき
- ④建物の買い替えまたは建替えをするとき
- ⑤建物の増築・改築・一部取り壊しまたはこの共済契約で補償しない事故による共済の目的（対象）の一部滅失により、共済の目的（対象）の価額が増加または減少したとき

※ご契約のお申し込みやお問い合わせは、組合または代理所へご連絡ください。



千葉県火災共済協同組合

〒260-0026 千葉市中央区千葉港4の2

TEL 043(246)1011

⑥他の共済（保険）契約（共済の目的を同一とする他の共済（保険）契約）を締結するとき

⑦事故が発生したとき

なお、上記のほか、ご契約者の住所などを変更される場合もご通知いただく必要があります。

### 6. 責任開始日について

共済責任は共済期間（共済のご契約期間）の初日の午後4時（共済契約証書にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に始まります。

### 7. 個人情報の取扱いについて

当組合は、本契約に関する個人情報（過去に取得したものを含みます）を、共済引受の判断提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（代理所）、医療機関、共済金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること

②契約締結、契約内容変更、共済金支払い等を判断するうえでの参考とするために、個人情報、千葉県中小企業共済協同組合、全日本火災共済協同組合連合会、全国中小企業共済協同組合連合会のほか、当組合と協力関係のある中小企業関係団体、損害保険会社、社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③当組合と当組合の連携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること

④再保険引受組合（会社）等における再保険契約の締結、継続・管理、再保険支払等に利用するために、個人情報を再保険引受組合（会社）等に提供すること

⑤質権設定・変更・抹消等の質権にかかわる事務・管理に必要な範囲内の情報を質権者等に提供すること

詳細は当組合ホームページ

(<http://www.chuokai-chiba.or.jp/chibakasai/index.htm>) をご覧ください。

### 8. 共済事業の実施方法について

当組合では、共済事業のより安定的な運営を図り、ご契約者様の保護（安定的な保障提供）を万全なものとするために、全日本火災共済協同組合連合会（略称「日火連」）と共同して事業を行っております。この共同事業により両者は連帯して共済契約上の責任を負います。

(1)ご契約者の申込その他共済契約に関する行為については、当組合が行います。

(2)万一、当組合が契約の当事者の地位を失ったときは日火連が共済責任の保障を継続します。

### 9. ご契約後にご注意いただきたいこと

(1)「共済契約証書」及び「重要事項説明書」は大切に保管ください。

(2)ご契約後に次の変更が生じた場合には、ただちに取扱代理所または当組合までご連絡ください。

- ・他の共済・損害保険会社と、この共済で補償する損害と同様の損害を補償する共済契約を結ぶとき
- ・建物などを売却・譲渡等により名義変更するとき
- ・建物の構造・用途を変更するとき
- ・家財や商品・製品などを引越し等により他の場所に転移するとき
- ・建物の買い替えや建替えをするとき など

### 10. 事故が起きた場合

(1)事故が発生した場合にはすみやかにご契約の代理所または当組合にご連絡ください。

(2)共済金のご請求にあたっては当組合指定の書類を提出していただきますので、ご契約の代理所または当組合までお問い合わせください。

(3)共済金請求権については時効（2年）がありますのでご注意ください。

(4)損害共済金（通貨等の盗難の場合を除く）のお支払い額が1回の事故で共済金額（ご契約金額）の80%を超えない限り、共済金のお支払いが何回あっても共済金額（ご契約金額）は減額されずご契約は満期日まで有効です。

※共済金額（ご契約金額）が時価額（または再調達価額。ご契約内容によって異なります。）を超えるときは時価額（再調達価額）とします。

取扱代理所